



# 公売に関する注意事項について

## ※必ずお読みください※

区分	公売財産の品名	詳細	年式	見積価格	車検期限
84-1	軽トラック	アクティ	H14	50,000円	車検切れ
84-2	軽トラック	アクティ	H25	300,000円	車検切れ
84-3	フォークリフト	TCM	H24	350,000円	—
85-1	トラック	トヨエース	H9	400,000円	H31.1.22
86-1	介護ベッド	アウラ21ベッド	—	50,000円	—
86-2	介護ベッド	アウラ21ベッド	—	50,000円	—
86-3	介護ベッド	アウラ21ベッド	—	50,000円	—

区 分	85-1以外	85-1
公 売 の 日 時	平成30年9月27日(木) 10時00分	
公 売 の 場 所	鹿屋市役所南側駐車場 別館第2会議室	
公 売 の 方 法	入札	
売 却 決 定 の 日 時	平成30年9月27日(木) 11時00分	平成30年10月4日(木) 10時00分
売 却 決 定 の 場 所	鹿屋市役所南側駐車場 別館第2会議室	鹿屋市役所 収納管理課
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成30年9月27日(木) 13時30分	平成30年10月4日(木) 13時30分
買 受 代 金 納 付 の 場 所	鹿屋市役所南側駐車場 別館第2会議室	鹿屋市役所 収納管理課
買受人の資格その他の要件	市税等滞納者及び国税徴収法第92条及び第108条に抵触しない者	
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。	
その他事項	<p>1 買受代金の納付は、現金とする。</p> <p>2 買受された公売財産は、買受人にて運送の手配を行うこと。</p> <p>3 公売財産は、買受代金の全額を納付した時点で、買受人へ権利及び危険負担が移転される。</p> <p>4 公売財産の権利移転につき、買受人の請求により鹿屋市長が登録の嘱託をする財産(普通自動車)を買い受けた方は、別紙様式の所有権移転登記請求書に添えて提出すること。</p> <p>5 公売財産の権利移転の登録を買受人自ら行う必要のある財産(軽自動車)を買い受けた方は、自ら権利移転の手続きを行うこと。</p> <p>なお、権利移転に係る費用等は、買受人の負担とする。</p> <p>6 公売財産は現状渡しとし、鹿屋市は瑕疵担保責任を負わない。</p> <p>7 公売財産は、傷、汚れ、経年による劣化等が認められる。入札参加希望者は下見会にて公売物件を確認することができる。下見会の日程は鹿屋市広報誌、鹿屋市公式ホームページにて告知する。</p> <p>8 その他公売に関する必要事項については、「公売の注意書」をよく読み、確認し、同意した上で入札に参加すること。</p> <p>なお、これは鹿屋市公式ホームページに掲載する。</p> <p>9 入札参加者は、公売参加申込みを行った時点でこの公告に記載した全ての事項につき同意したとみなす。</p> <p>※ 区分85-1「トラック」は、入札当日の引渡しではなく、1週間後になります。買受代金についても同様です。</p>	